

# 少量危険物貯蔵取扱い運用基準

《内容現在：2022年9月1日》



士別地方消防事務組合消防本部

○ 区分

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| 1. 屋外の貯蔵 | 7. 屋外の取扱い            |
| 2. 屋内の貯蔵 | 8. 屋内の取扱い            |
| 3. 屋外タンク | 9. 特異の貯蔵及び取扱い        |
| 4. 屋内タンク | (1) 連結による貯蔵          |
| 5. 地下タンク | (2) 危険物の容器詰め替え・運搬・貯蔵 |
| 6. 移動タンク | (3) 給油を目的とする取扱い      |

○ 消火器

1. 屋内における貯蔵及び取扱いは、1本以上設置義務有り。
2. 屋外における貯蔵及び取扱いは、指導設置。（設置義務無し）
3. 移動タンクは、自動車用のものを1本以上設置すること。

○ 届出

指定数量の5分の1以上（個人の住居において屋外に設置するタンクで、危険物を指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

○ 標識・掲示板

1. 標識→少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨並びに危険物の類、品名、最大数量を記載した標識。（条例施行規則別表第1）
2. 掲示板→移動タンク以外の施設にあつては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板、ただし、第6類の危険物は不要。（条例施行規則別表第1）

※ 個人の住居において、屋外に設置するタンクで、危険物を指定数量の2分の1未満を貯蔵し、又は取り扱う場合は、標識・掲示板不要。

※ 移動タンクにあつては、0.3m平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識並びに類、品名、最大数量を表示した設備を設けること。

防火に関し必要な事項を表示した掲示板

類	貯蔵、取扱いしようとする危険物名	禁 水	火気注意	火気厳禁
1	アルカリ金属の過酸化物（含有物を含む。）	○		
2	引火性個体を除くすべて		○	
	引火性個体			○
3	カリウム、ナトリウム等禁水物品	○		
	自然発火性物品			○
	アルキルアルミニウム、アルキルリチウム	○		○
	黄りん			○
4	すべての第4類			○
5	すべての第5類			○

※ 条例附図では、横書きだが縦書きでもよい。

## ≪ 標識・掲示板 ≫

### 標 識

(大きさは、0.3 m以上×0.6 m以上)

少量危険物貯蔵取扱所

第 類  
最大数量

※標識と掲示板が一体になったもの。

地一白 文字一黒  
※移動タンク用標識

(大きさは、0.3 m×0.3 m)



地一黒 文字一黄

### 掲 示 板

(大きさは、0.3 m以上×0.6 m以上)



地一赤 文字一白



地一青 文字一白



地一赤 文字一白

○ホームタンクで灯油または軽油（490リットル）を取り扱う場合の標識・掲示板の例

少量危険物貯蔵取扱所

第4類 第2石油類  
(灯油または軽油)  
最大数量 490リットル



## ≪ 危険物の同一場所の範囲及び数量の算定 ≫

### ○ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲

1. 屋外において容器、設備等により危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合（タンクを除く）は、原則として、同一敷地ごとに一の少量危険物貯蔵取扱所とする。ただし、施設相互間が耐火構造の建築物又は防火壁で防火上有効に隔てられている場合など、各施設及び各区画が独立性を有していると認められる場合は、それぞれを一の少量危険物貯蔵取扱所とする。
2. 屋外のタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合はタンクごとに、連結した場合はそれ全体で一の少量危険物貯蔵取扱所とする。ただし、地下タンクで次の場合は、それぞれを一の少量危険物貯蔵取扱所とする。
  - (1) 同一のタンク室内に2以上のタンクが設置されている場合
  - (2) 同一の基礎上に2以上のタンクが設置されている場合
  - (3) 同一のふたで2以上のタンクが覆われている場合
3. タンクと設備が同一工程である場合は、当該同一工程を一の少量危険物貯蔵取扱所とする。
4. 屋内において危険物を貯蔵し取り扱う場合は、原則として、同一建築物ごとに一の少量危険物貯蔵取扱所とする。ただし、次のいずれかの場合は、それぞれを一の少量危険物貯蔵取扱所とする。
  - (1) 危険物を取り扱う設備（吹付塗装用設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、消費設備（ボイラー、バーナー等）、油圧装置、潤滑油循環装置等）の場合は、次の①又は②によること。
    - ① 危険物を取り扱う設備が、壁、床、柱及び天井（天井を有しない場合は屋根）を不燃材料で造り、かつ、出入口（防火設備としたものに限る）以外の開口部（排気ダクトを除く）を有しない構造で他の部分と区画（以下「不燃区画」という）されている場所に設置される場合。なお、不燃区画とした場合であっても、少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設けることはできない。ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とした場合は、この限りでない。
    - ② 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管、ストレーナー、流量計（ポンプを除く）等の付属設備を除く）の周囲に幅3m以上の空地が保有されている場合。なお、当該設備から3m未満となる部分の建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備（以下「自閉式特定防火設備」という）に限る）以外の開口部を有しないものに限る）及び柱が耐火構造である場合にあつては、当該設備から当該壁及び柱までの距離とすることができる。ただし、建築物の壁に自閉式特定防火設備が設けられているものについてはこの限りでない。
  - ※ 空地は、上階がある場合にあつては上階の床又は天井（天井がない場合は小屋裏）までをいうものであること。空地の上方に電気配線、ダクト等が通過する場合は、火災の実態危険がないものであること。
  - ※ 空地の保有範囲をペイント、テープ等により明示するよう努めること。
  - ※ 複数の少量危険物貯蔵取扱所を設ける場合においては、空地はそれぞれ設けること。
- (2) 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合は、不燃区画を設けること。
- (3) 共同住宅等において貯蔵し、又は取り扱う場合（階層住宅等の燃料供給施設を含む）は、管理権限ごととする。
- (4) 非常用発動発電機の消費燃料の算出については、当該機器の消費燃料を24時間稼働としての使用消費量とする。非常用発動発電機以外の発動発電機（機器等の作動用）については、実質運用時間における使用消費量として換算する。
- (5) 同一建物内での貯蔵については、各区画がそれぞれ独立性を有しており、不燃材等の隔壁等で防火上有効に隔てられていると認める場合は、各区画の数量とする。ただし、各区画は隣接して設置することは認めない。

### ○ 同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定

1. 貯蔵する場合は、危険物の全量とする。
2. 取扱い及び取り扱う設備の場合は、取り扱う危険物の全量とする。この場合において、吹付塗装用設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、消費設備（ボイラー、バーナー等）、油圧装置、潤滑油循環装置等の場合は、当該装置内で取り扱う危険物の全量とする。

3. 貯蔵施設と取扱い設備とを併設する場合で、同一工程にある場合（ボイラーと当該ボイラー用燃料タンクを同一の室内に設けた場合等）は、いずれかの大きい方の量とし、同一工程にない場合は、合算した量とする。
4. 自動車等へ給油することを目的に設けられたタンクの場合は、貯蔵量又は1日の取扱数量のいずれか大きい方の量とする。

# ※ 屋外の貯蔵 ※

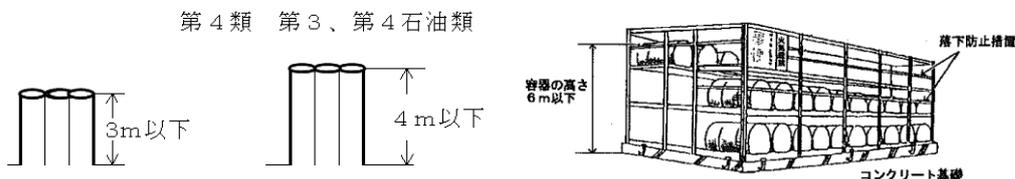
## 1. 保有空地

容器の種類	貯蔵し、又は取扱う数量	空地の幅
金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1 m以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1 m以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2 m以上

※ 防火上有効な塀又は開口部のない耐火構造、防火構造、不燃材料で造った壁に面するときは保有空地を緩和することが出来る。（開口部が防火戸の場合もよい）

## 2. 高さ制限（容器の積み重ね）

- (1) 3 m（第4類の第3石油類、第4石油類のみを積み重ねる場合は4 m）を超えないこと。
- (2) 不燃材料で堅固に造った架台で貯蔵する場合は6 mを超えないこと。



## 3. 貯蔵可能な危険物（政令に準じる）

- (1) 第2類→硫黄
- (2) 第4類→第2石油類、第3石油類、第4石油類、動植物油類
- (3) 第6類

## 4. 構造

湿潤でなく排水のよい場所とし、周囲には柵等を設けて明確に区画すること。

## 5. 標識・掲示板

- (1) 標識→少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨並びに危険物の類、品名、最大数量を記載した標識。
- (2) 掲示板→移動タンク以外の施設にあつては、防火に関し必要な事項を記載した掲示板を設けること。ただし、第6類の危険物には不要。

## 6. その他

同一敷地内の容器貯蔵は原則として合算する。

### 検査の着眼点

- ◎ 貯蔵数量は指定数量未満か。
- ◎ 所定の保有空地が確保されているか。
- ◎ 地盤は適当か。
- ◎ 区画はされているか。
- ◎ 高さ制限は守られているか。
- ◎ 架台は不燃材料で堅固に造られているか。
- ◎ 貯蔵可能でない危険物を貯蔵していないか。
- ◎ 標識・掲示板の設置、記載内容は適切か。

# ≡ 屋内の貯蔵 ≡

## 1. 構造

- (1) 壁、柱、床、天井は不燃材料で造られ、又は覆われていること。
  - (2) 窓、出入口は防火戸を設けること。
  - (3) 液状の危険物の貯蔵→床は危険物が浸透しない構造とし、漏れた危険物を溜められるように、適当な傾斜をつけ、貯留設備（ためます）を設けること。
- ※ 貯留設備（ためます）の大きさは、0.3m平方以上、深さ0.3m以上のものとする。ただし、既製の貯蔵庫等で貯留設備（ためます）の容量が積0.027m<sup>3</sup>以上のものであればこの限りでない。

## 2. 高さ（容器の積み重ね）

- (1) 3m（第4類の第3石油類、第4類石油類の容器のみの積み重ねは4m）を超えないこと。
- (2) 架台を設ける場合は、不燃材料で堅固に造ること。

## 3. 採光・照明

貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光又は照明を設けること。

## 4. 換気

- (1) 貯蔵し、又は取り扱うために必要な換気設備を設けること。
  - (2) 可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれのある場合、蒸気、微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。
- ※ 引火点70℃以上の場合は、自然換気でもよい。
- ※ 引火点70℃未満の場合は、電気排気扇、強制換気システム等によりダクトフードを用いて排出する。

## 5. 電気設備

防爆構造を必要とする場合

- ① 引火点40℃以下の危険物を貯蔵する場合。
- ② 引火点40℃を超える危険物であっても、その引火点以上の状態で貯蔵されている場合。
- ③ 可燃性微粉が滞留する場合。

## 6. 標識・掲示板

屋外の貯蔵の例による。

## 7. その他

- (1) 類を異にする危険物を同一の室内において貯蔵しないこと。
- (2) 同一敷地内の容器貯蔵は原則として合算する。

## 検査の着眼点

- ◎ 貯蔵数量は指定数量未満か。
- ◎ 建物の構造は基準に適合しているか。
- ◎ 窓、出入口に防火戸を設けているか。
- ◎ 床の構造は基準に適合しているか。貯留設備（ためます）は設けているか。
- ◎ 必要な採光、又は照明は確保されているか。
- ◎ 換気設備は適切なものを設置しているか。
- ◎ 電気設備に欠陥はないか。
- ◎ 高さ（容器の積み重ね）制限は守られているか。
- ◎ 架台は不燃材料で堅固に造られているか。
- ◎ 標識・掲示板の設置、記載内容は適切か。

- ◎ 消火器は設置されているか。
- ◎ 同一室内で類を異にする危険物の貯蔵はないか。

# ≡ 屋外タンク ≡

## 1. 保有空地

(1) 指定数量の2分の1以上指定数量未満→1 m以上

※ 防火上有効な塀又は開口部のない耐火構造、防火構造、不燃材料で造った壁に面するときは保有空地を緩和することができる。（開口部が防火戸の場合もよい）

(2) 指定数量の5分の1以上2分の1未満→点検スペースとして概ね0.3 m以上。

※ 建物構造及び開口部の有無に関係ない

(3) 指定数量5分の1以上指定数量未満のもので、壁付タイプのホームタンクについては、製造会社作成のものであり、壁を不燃材料とすることで、壁側の保有空地は要さない。

## 2. タンク板厚・試験

タンク容量	板 厚
400ℓ以下	1.0 mm以上
400ℓを超え1000ℓ以下	1.2 mm以上
1000ℓを超え2500ℓ以下	1.6 mm以上
2500ℓを超え5000ℓ以下	2.0 mm以上
5000ℓを超え1,0000ℓ以下	2.3 mm以上
1,0000ℓを超え2,0000ℓ以下	2.6 mm以上
2,0000ℓを超えるもの	3.2 mm以上

● 圧力タンク以外→水張試験

● 圧力タンク →最大常用圧力の1.5倍で10分間の水圧試験

※ 製作所が発行する検査証明書か、市町村等で検査を実施した場合は、その検査済証の写しを添付させること。

※ ホームタンクの場合は証明書等の添付不要。

## 3. タンク本体

(1) 外面の腐食防止塗装をすること。（アルミニウム合金、ステンレス鋼等さびにくい材質で造られたタンクにあってはこの限りでない）

(2) 圧力タンクには安全装置（自動的に圧力の上昇を停止させる装置）を、圧力タンク以外のタンクには通気管又は通気口（引火点40℃未満の危険物の貯蔵のタンクの通気管、通気口に引火防止網必要）を設けること。

※ 引火防止網は40メッシュ程度の銅網若しくはステンレス網とすること。

(3) 液面計（安全装置のないガラス管を用いるものを除く）を設けること。

(4) 注入口には弁又はふたを設けること。

## 4. 高さ制限

(1) タンク上部から、ストーブの油量調整器までは2.5 m以下とすること。

(2) ストーブ以外の機器に給油する場合は、それぞれの仕様書を参考にし、火災予防上安全な高さとする。

(3) 2階以上の階に給油する場合は、吸上供給設備（オイルサーバー）を用いること。

## 5. 配管

(1) 設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するもので、かつ、最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む）を行ったとき漏えいその他の異常がないこと。（配管の種類を参照）

- (2) 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。
- (3) 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、配管が地下その他の火災による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合あっては、この限りでない。
- (4) 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置する条件の下で腐食するおそれのない場合は、この限りでない。
- (5) 配管を地下に設置する場合は、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれのないと認められる方法により接合されたものを除く）について当該接合部分から危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。
- (6) 埋設配管の上部の地盤面にかかる重量が、当該配管にかからないよう保護すること。
- (7) 地震等により配管とタンクの接合部分に損傷を与えないようにすること。（フレキシブル管、銅管の場合は直径100mm以上のループでよい）
- (8) タンクの直近にバルブを取り付けること。
- (9) 配管は、雪の荷重がかかる場合には、それに耐えるよう措置すること。

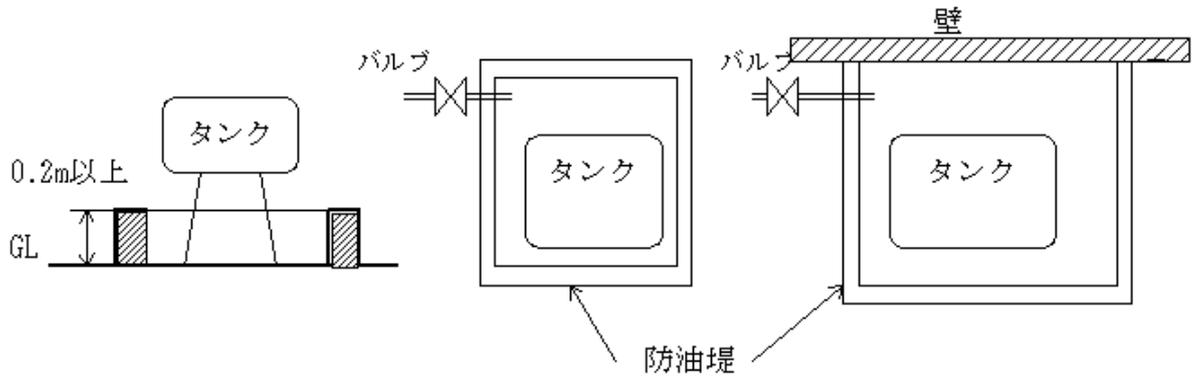
## 6. タンク設置方法

- (1) 架台を用いる場合
  - ① 不燃材料で堅固に造り、タンク満油時に地震等の振動に十分耐えることのできる構造とすること。
    - ※ 容量が指定数量の5分の1以上500ℓ未満の場合は、0.3m角以上のコンクリート製平板に固定するか、それと同等以上の方法。容量が500ℓ以上指定数量未満の場合は0.4m以上の束石にアンカーボルトにて固定するか、それと同等以上の方法し、高さ3分の2以上を埋設すること。
  - ② 架台を基礎に固定すること。（同等以上と認めた場合はこの限りでない）
- (2) 底板が地盤面に接して設ける場合→底板の外面の防食措置（政令に準じる）をすること。
  - ① タンクの底板の下にアスファルトサンド等の防食材料を敷く方法。
  - ② タンクの底板に電気防食の措置を講ずる方法。
- (3) 原則として階段直下の設置は認めないこと。ただし、タンク周囲に点検等に支障がない空地（概ね0.3m以上）が確保されている場合はこの限りでない。

## 7. 流出油の防止措置

指定数量の2分の1以上の液体の危険物を貯蔵するタンクの周囲に、漏れた油の流出を防止するための措置を講ずること。

- (1) 容量は100%以上（2以上のタンクの周囲に設ける場合は、最大タンクの100%以上とする）
- (2) 高さは0.2m以上（1mを超える場合は堤内出入口の階段又は梯子を設けること）
- (3) 構造は鉄筋コンクリート造、鋼板（厚さ3.2mm以上）、又は土盛、若しくはこれと同等と認めたもので堤外に流出しない構造であること。
  - ※ 土盛で造る場合は漏れ防止のため、アスファルト被覆又は芝生等を張ること）
  - ※ 鋼板で厚さが3.2mmに満たないものは、側板に鉄筋又はアングル等の金属で溶接、ボルト・ナットその他の方法で補強材を接合すれば、鋼板（厚さ3.2mm以上）と同等とみなす。
    - ① 厚さ1mm程度のものは、長辺に2箇所、短辺に1箇所計6箇所以上補強したもの。
    - ② 厚さ2mm程度のものは、長辺に1箇所、短辺に1箇所計4箇所以上補強したもの。
    - ③ 市販の既製防油堤を設置する場合については、板厚に関係なくメーカーの強度試験に適合したものであれば①、及び②に準ずるものと認めて差し支えない。
- (4) 防油堤を貫通して配管を設けないこと。ただし、損傷を与えない措置をした場合はこの限りでない。
- (5) 必要に応じ、防油堤には堤内の滞水を外部に排出する水抜口を設け、これを開閉するバルブを堤外に設けること。
  - ※ 壁の構造が防油堤の基準に適している場合は、その壁を防油堤の一部として利用して差し支えない。



## 8. 標識・掲示板

屋外の貯蔵の例による。

### 検査の着眼点

- ◎ 貯蔵数量は指定数量未満か。
- ◎ 所定の保有空地が確保されているか。
- ◎ タンクの高さ制限は守られているか。
- ◎ タンクの板厚は基準に適合しているか。
- ◎ タンク検査済証等は添付されているか。（市販のホームタンクは不要）
- ◎ 配管は基準に適合しているか。
- ◎ 液面計に異状はないか。
- ◎ 通気管の位置、構造は適切か。
- ◎ 架台は構造上基準に適合し、基礎に固定されているか。
- ◎ 底板が地盤面に接する場合の防食はされているか。
- ◎ 避難階段直下に設置されていないか。
- ◎ 流出油の防止措置がされているか。
- ◎ 標識・掲示板の設置、記載内容は適切か。

### 雪害防止の例



タンクの雪害防止



配管の雪害防止

# ≡ 屋内タンク ≡

## 1. 構造

- (1) 壁、柱、床及び天井は不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。  
(ボイラー室等に併設する場合は当該室全体とする)
  - (2) 窓、出入口は防火戸を設けること。
  - (3) 液状の危険物の貯蔵→床は危険物が浸透しない構造とし、適当な傾斜をつけ、貯留設備（ためます）を設けること
- ※ 貯留設備（ためます）の大きさは、0.3m平方以上、深さ0.3m以上のものとする。ただし、既製の貯蔵庫等で貯留設備（ためます）の容量が積0.027m<sup>3</sup>以上のものであればこの限りでない。

## 2. タンク板厚・試験

タンク容量	板厚
400以下	1.0mm以上
400を超え1000以下	1.2mm以上
1000を超え2500以下	1.6mm以上
2500を超え5000以下	2.0mm以上
5000を超え1,0000以下	2.3mm以上
1,0000を超え2,000以下	2.6mm以上
2,000を超えるもの	3.2mm以上

※ タンクは鋼板、その他の金属で造られていること。

- 圧力タンク以外→水張試験
- 圧力タンク →最大常用圧力の1.5倍で10分間の水圧試験

※ 製作所が発行する検査証明書か、市町村等で検査を実施した場合は、その検査済証の写しを添付させること。

※ ホームタンクの場合は証明書等の添付不要。

## 3. タンク本体

- (1) 架台は不燃材料で堅固に造り、地震等により容易に転倒又は落下しないようにすること。（床にアンカーボルトにて固定する）
  - (2) 外面をさび止め塗装すること。（アルミニウム合金、ステンレス鋼等錆びにくい材質で造られたものを除く）
  - (3) 液面計（安全装置のないガラス管を用いるものを除く）を設けること。
  - (4) 注入口は火災予防上支障のない場所（原則として屋外とすること）に設け弁又はふたを設けること。
- ※ 注入量が注入口で確認できないタンクにあつては、警報装置を注入口の近くに設けること。
- (5) 圧力タンクには安全装置を設けること。  
圧力タンク以外のタンクには通気管、又は通気口（引火点40℃未満の危険物の貯蔵のタンクには引火防止網必要）を設けること。
- ※ 40メッシュ程度の銅網若しくはステンレス網を設けること。  
※ 市販のホームタンクをそのまま屋内に設置することはできない。

#### 4. 配管

- (1) 設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するもので、かつ、最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む）を行ったとき漏えいその他の異常がないこと。（配管の種類を参照）
- (2) 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。
- (3) 地上配管及び地下埋設配管の施工は屋外タンク配管の例を準用する。
- (4) 配管とタンクの接合部に緩衝のためにフレキシ管を設置すること。
- (5) 配管のタンク直近部分に容易に操作できる開閉弁（バルブ）を設置すること。

#### 5. 採光・照明

貯蔵又は取り扱うために必要な採光又は照明を設けること。

#### 6. 換気

屋内の貯蔵の例による。

#### 7. 電気設備

屋内の貯蔵の例による。

#### 8. 流出を防止する措置

液体の危険物を貯蔵するタンクの周囲には、漏れた場合にその流出を防止するための措置をすること。

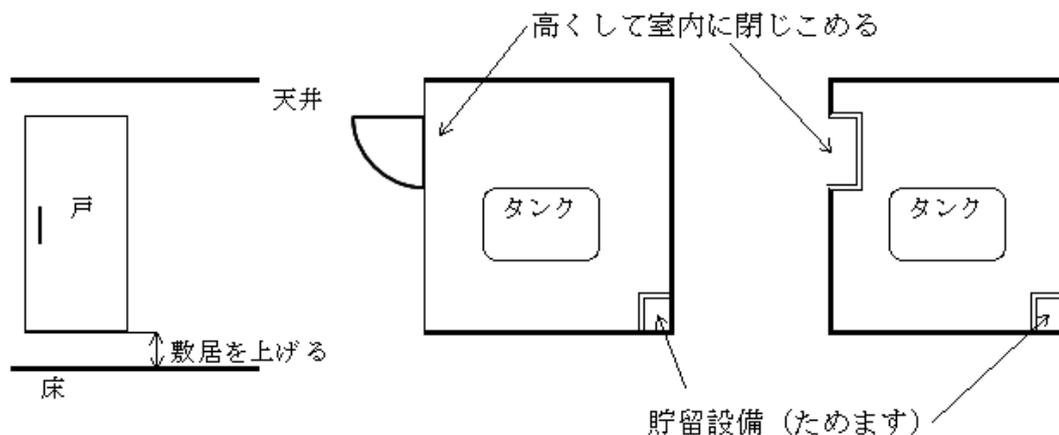
##### (1) 専用室の場合

- ① 敷居を高くする等の措置で室内に100%以上収納できること。
- ② 敷居の構造は鉄筋コンクリート造り、鋼板(3.2mm)、その他これと同等以上と認めたもので造ること。

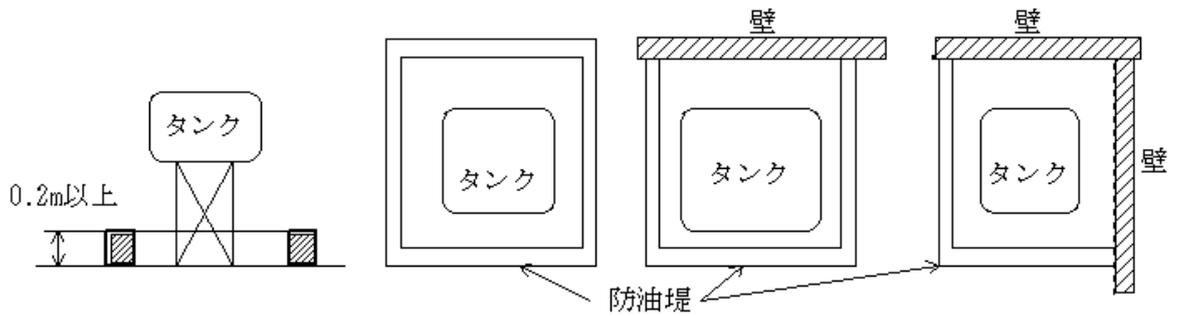
##### (2) 専用室以外に設置の場合

- ① 防油堤の容量はタンク容量の100%以上とする。
- ② 高さ0.2mm以上とする。
- ③ 構造は鉄筋コンクリート造り、鋼板(3.2mm)、その他これと同等以上と認めたもので造ること。
- ④ 配管は防油堤を貫通させないこと。ただし、損傷を与えない措置をした場合はこの限りでない。

(専用室の場合)



(専用室以外の場合)



※ 壁の構造が防油堤の基準に適合している場合はその壁を防油堤の一部として利用して差し支えない。

## 9. 標識・掲示板

屋外の貯蔵の例による。

### 検査の着眼点

- ◎ 貯蔵数量は指定数量未満か。
- ◎ 室の構造は基準に適合しているか。
- ◎ タンクの板厚は基準に適合しているか。(検査済証は添付されているか)
- ◎ 架台は不燃材料で堅固に造られ、固定されているか。
- ◎ 液面計に異状はないか。
- ◎ 配管は基準に適合しているか。
- ◎ 必要な採光、又は照明は確保されているか。
- ◎ 換気設備は適切なものを設置しているか。
- ◎ 電気設備に欠陥はないか。
- ◎ 流出油の防止措置がされているか。
- ◎ 標識・掲示板の設置、記載内容は適切か。
- ◎ 通気管の位置、構造は適切か。
- ◎ 消火器は設置されているか

# 地下タンク

## 1. タンク板厚・試験

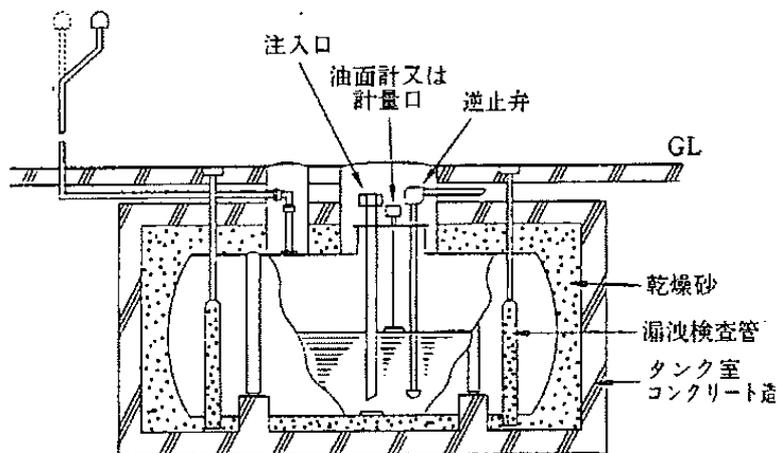
- (1) 厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板、若しくはガラス繊維強化プラスチックで気密に造る。
- (2) 試験 ① 圧力タンクを除くタンク→70kPa(0.7kgf/cm<sup>2</sup>)の圧力で10分間の水圧試験  
② 圧力タンク→最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間の水圧試験  
※ ①②ともに製作所の証明書でよい。

## 2. タンク本体

- (1) タンク外面にさび止めのための措置(政令に準じる)を講ずること。(アルミ合金、ステンレス鋼等さびにくい材質で造られたものを除く)
- (2) 圧力タンクにあつては安全装置を設けること。  
圧力タンク以外にあつては通気管又は通気口を設けること。
- (3) 引火点40℃未満の危険物の貯蔵の場合は通気管、通気口に引火防止網を設けること。
- (4) 注入口は火災予防上支障のない場所に設け弁又はふたを設けること。  
※ 注入量が注入口で確認できないタンクについては、警報装置を注入口の近くに設けること。
- (5) 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。  
※ 計量口の直下の損傷防止装置(タンク本体と同材で3.2mm以上、かつ直径100mm以上の保護板を全周溶接すること)を設けること。
- (6) タンクの配管はタンク頂部に取り付けること。
- (7) マンホールはタンクに溶接すること。

## 3. 設置方法

- (1) 地下タンクはコンクリート造等のタンク室に設置すること。ただし、第4類の危険物のタンクで外面が有効に保護されている場合(エポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック)又は、これらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食しがたい材質で造られた場合はこの限りでない。  
※ タンク室を設けない地下タンクの設置は、地下トンネル、共同溝からそれぞれ10m以上離れていること。
- (2) 当該タンクに直接荷重がかからないようにふたで覆われていること。  
※ ふたの大きさは、タンクの水平投影より0.3m以上ずつ周囲にはみ出す大きさで、かつ厚さ0.3m以上の鉄筋コンクリート製であること。
- (3) 堅固な基礎の上に固定(固定バンドをアンカーボルトに固定する)すること。
- (4) 漏洩の検査管を2本以上設置のこと。



タンク室に設置する例

#### 4. 配管

- (1) 設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するもので、かつ、最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む）を行ったとき漏えいその他の異常がないこと。（配管の種類を参照）
- (2) 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。
- (3) 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、配管が地下その他の火災による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合あっては、この限りでない。
- (4) 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置する条件の下で腐食するおそれのない場合は、この限りでない。
- (5) 配管を地下に設置する場合は、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれのないと認められる方法により接合されたものを除く）について当該接合部分から危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。
- (6) 埋設配管の上部の地盤面にかかる重量が、当該配管にかからないよう保護すること。

#### 5. 中間検査

検査の項目は次のとおりであるが、状況により配筋検査・配管水圧検査は写真及びデータの添付でよい。

- (1) 配筋検査（底部）
- (2) タンク据え付け検査
- (3) 配管検査（水圧検査、防食法の確認、埋設状況）
- (4) 配筋検査（上部）
- (5) 完成検査

#### 6. 標識・掲示板

屋外の貯蔵の例による。

#### 検査の着眼点

- ◎ 貯蔵数量は指定数量未満か。
- ◎ タンクの板厚は基準に適合しているか。（検査済証等は添付されているか）
- ◎ 通気管の位置、構造は適切か。
- ◎ 配管は基準に適合しているか。
- ◎ タンク本体の設置方法に誤りはないか。
- ◎ 油量の表示装置又は計量口に異状はないか。
- ◎ 漏洩検査管のふたは開くか。ゴミ等はたまっていないか。
- ◎ タンク、配管は防食されているか。
- ◎ 標識・掲示板の設置、記載内容は適切か。

# ≡ 移動タンク ≡

## 1. タンク本体

- (1) 厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材質で造ること。
- (2) 試験
  - ① 圧力タンクを除くタンク→70kPa(0.7kgf/cm<sup>2</sup>)の圧力で10分間の水圧試験
  - ② 圧力タンク→最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間の水圧試験※ ①②ともに製作所の証明書でよい。
- (3) さび止めのための措置を講ずること。(アルミ合金、ステンレス鋼、その他さびにくい材質の場合は除く)
- (4) 4,000ℓ以下毎に3.2mm以上の鋼板又は同等以上の材質で完全に間仕切り、それぞれにマンホールを設置→仕切られた室が2,000ℓ以上のものは厚さ1.6mm以上の鋼板又は同等以上の材質で防波板を取り付けること。(マンホールの厚さは3.2mm以上とする)
- (5) Uボルト等で車両のシャーシフレーム等に固定すること。

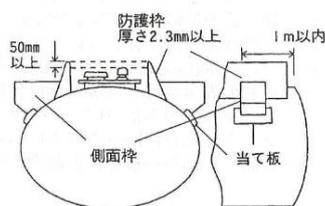
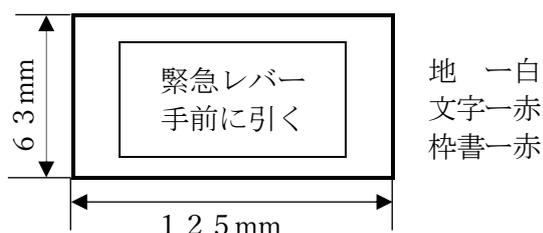
## 2. 常置場所

火災予防上安全な場所に空車の状態で常置すること。

- (1) 敷地から移動タンクがはみださない十分な駐車スペースが確保できること。
- (2) 屋内に設置する場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料以上で造られ又は覆われた建築物の1階に常置すること。

## 3. 付属装置

- (1) 安全装置を設けること。
  - ※ 常用圧力が20kPa(0.2kgf/cm<sup>2</sup>)以下のタンク→20~24kPaで作動すること。(0.2~0.24kgf/cm<sup>2</sup>)
  - ※ 常用圧力が20kPa(0.2kgf/cm<sup>2</sup>)を超えるタンク→常用圧力の1.1倍以下で作動すること。
- (2) 付属装置が上部に突出しているタンクには防護枠を設けること。
- (3) 非常の場合に直ちに閉鎖できる緊急レバーを設けること。
- (4) 接地のためのアース線を取り付けること。(静電気を発生する危険物に限る)
- (5) 給油ホースは、原則として20m以内とすること。



## 4. 取扱い上の留意事項 (政令に準ずる)

- (1) 他のタンクに液体の危険物を注入するときは、注油ホースを緊結又は先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズルですること。(開放の状態固定する装置を備えたものを除く)
- (2) タンクから容器に詰め替えない。ただし安全な注油速度で引火点40℃以上の第4類の危険物の詰め替えはこの限りでない。
  - ※ 安全な注油速度→灯油 吐出量毎分 60ℓ以下
  - 軽油 吐出量毎分 180ℓ以下
  - 灯油は引火点40℃以上とする。
- (3) 静電気の発生するおそれのある液体の危険物をタンクに上部から注入する場合、注油管を用いるとともにその先端部を底部に付けること。
  - ※ ドロップ管、又はローディングアーム等を使用すること。

## 5. 配管

- (1) 配管の外面にさび止め塗装（銅管、ステンレス鋼管、亜鉛メッキ管等はさび止めの必要はない）をすること。
- (2) 配管にかかる最大常用圧力の1.5倍で水圧試験（水以外の不燃性の液体、不燃性の気体を含む）
- (3) 配管の先端部に弁を設ける。

## 6. 標識・表示設備

- (1) 類、品名、貯蔵数量を表示→政令の基準を準用する。ただし、倍数記入は不要とする。
- (2) 0.3m平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示したものとし、車両の前後の見やすい箇所に取り付けること。

## 7. 届け出、検査

届け出の受理、及び検査は、常置場所を所管する署支署で実施する。

### 検査の着眼点

- ◎ 貯蔵量は指定数量未満か。
- ◎ 常置場所は適切で空車にて保管されているか。
- ◎ タンクの板厚は基準に適合しているか。（検査済証等は添付されているか）
- ◎ タンクは堅固に固定されているか。
- ◎ 配管、弁に油漏れはないか。
- ◎ 給油ホースに亀裂、損傷はないか。
- ◎ 緊急閉鎖装置は設けられているか。
- ◎ 標識、表示設備の設置、記載内容は適切か。
- ◎ 消火器は設置されているか。
- ◎ 防護板、防波板の構造は適切か。

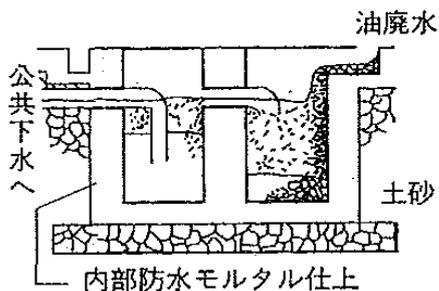
## 屋外の取扱い

屋外において指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を取り扱う際は、次の運用基準によること。

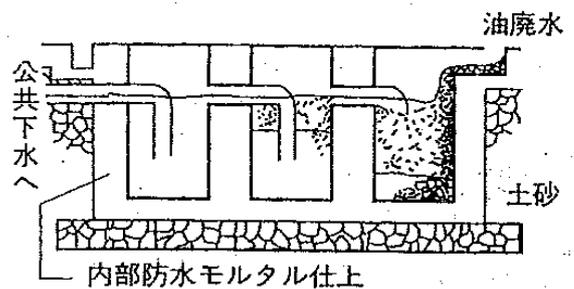
1. 取り扱う設備の直下に流出防止装置を設けること（液体の危険物に限る）→囲い又は同等以上の効果があると認めたもの。
2. 地盤面はコンクリート等で浸透しない構造とすること。（液体の危険物に限る）
3. 適当な傾斜を付け、貯留設備（ためます又は油分離槽）を設けること。  
※ 油分離槽には2槽分離式、3槽分離式等があるが、油分離能力が十分であればどの方法でもよい。
4. 配管の基準及びタンク設置の場合の基準は、屋外タンクの基準を準用する。

### 油分離槽の構造例

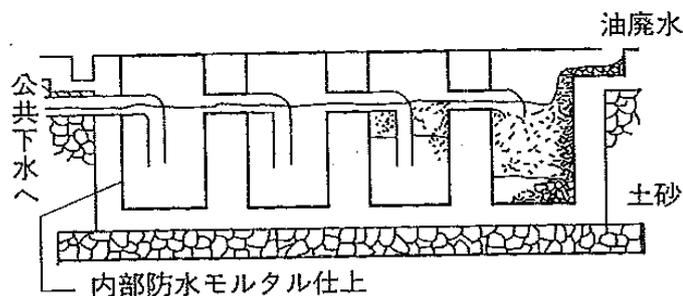
(2槽分離)



(3槽分離)



### 貯留設備（油分離装置）の構造例

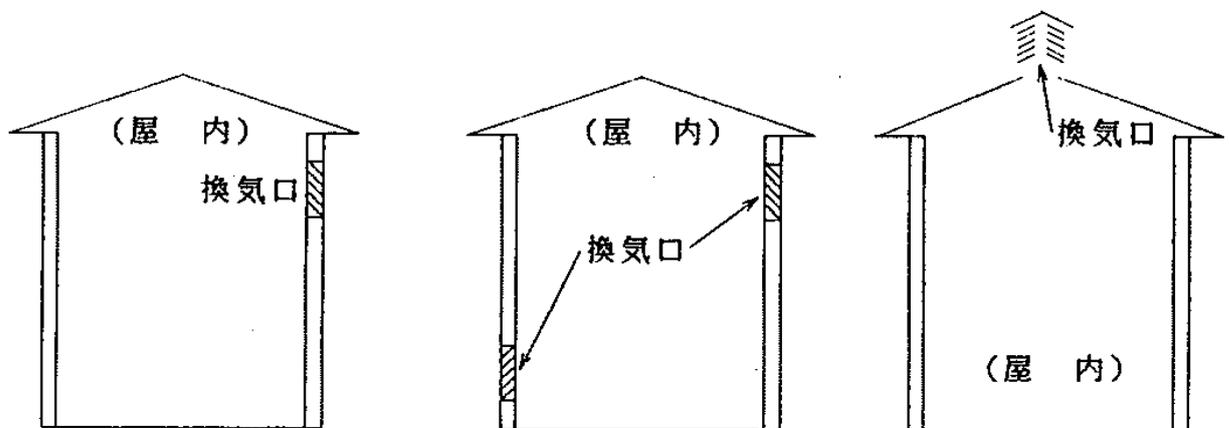


## ≡ 屋内の取扱い ≡

屋内において指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を取り扱う際は、次の運用基準によること。

1. 壁、柱、床、天井を不燃材料以上で造り、又は覆われていること。
2. 窓及び出入口は防火戸を設置すること。
3. 液状の危険物を取り扱う場合、浸透しない構造の床で傾斜をつけ、漏れた危険物を溜められるよう貯留設備（ためます）を設けること。
4. 必要な採光、又は照明及び換気の設備を設けること。
5. 可燃性の蒸気又は可燃性微粉が滞留する場合は、屋外の高所に排出する設備を設けること。
6. 同一室内において、取扱いと貯蔵タンクが混在する場合は、数量の大となる方の1件の届け出で処理することができる。
7. 工場等で工程上取り扱い場所に容器で保管する場合は、1日の最大取扱量を超えないこと。
8. 標識・掲示板を設けること。
9. 電気設備  
下記の場合で、電気設備を設けるときは防爆型のものを設置すること。  
(1) 引火点40℃未満の危険物の取扱い。  
(2) 引火点40℃以上の危険物で可燃性蒸気が発生する状態で取扱い。  
(3) 可燃性微粉が滞留する場合。
10. 消火器を1本以上設置すること。

※ タンク、配管を設ける場合は屋内タンクの基準を準用する。  
1、2、3、4、5、8、9の基準は屋内貯蔵を準用する。

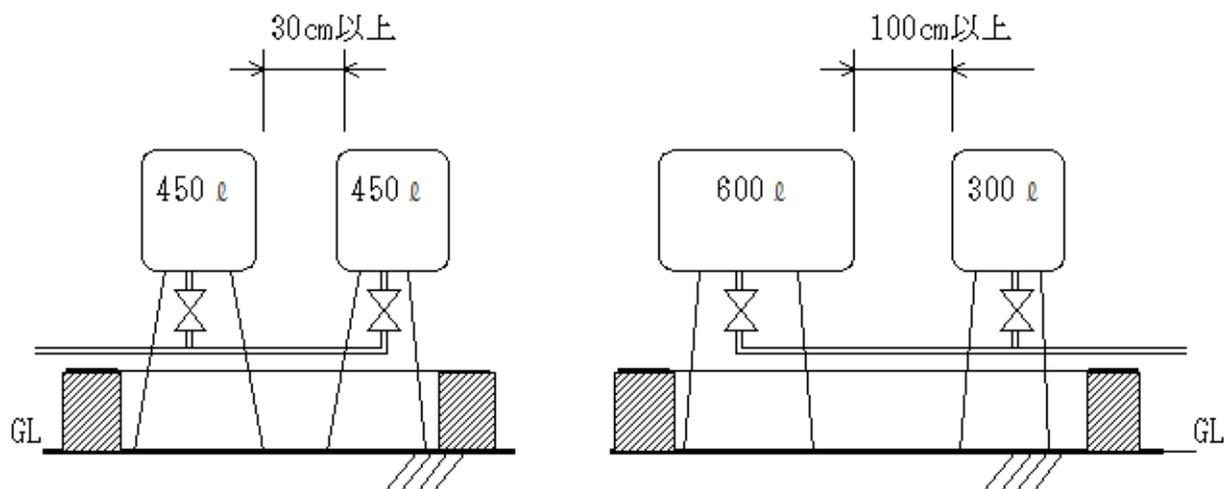


自然換気設備の例

## ≡ 連結による貯蔵 ≡

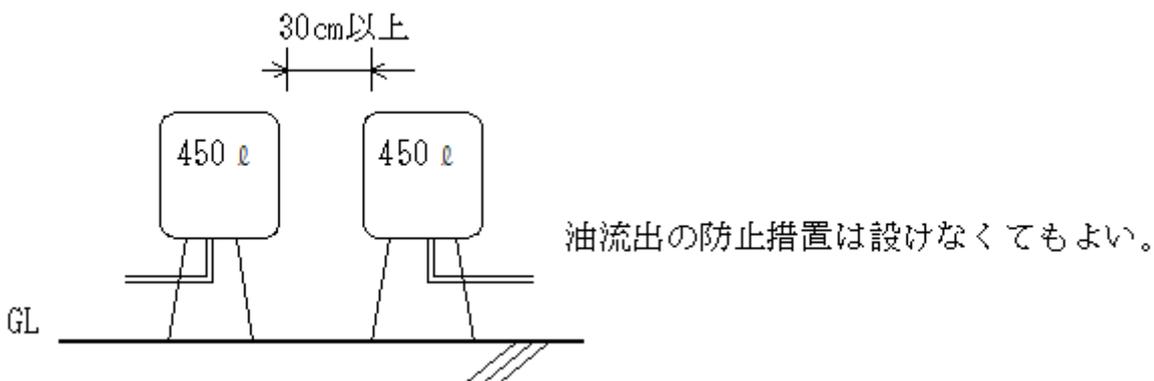
1. 液体の危険物のタンクを2以上連結する場合、その容量の合計は指定数量未満とすること。
2. 連結されたタンクの容量の合計が、指定数量の2分の1以上となる場合においては、危険物が漏れた場合に全容量の危険物を収納し、流出を防止するための有効な措置を講ずること。
3. タンク相互間の離隔距離は、連結の有無に関わらず指定数量の2分の1以上のタンクが存する場合は1 m以上、指定数量2分の1未満の場合は0.3 m以上とする。

例～灯油、軽油の場合～



※ 昭和55年6月3日付消防危第73号「容量が指定数量未満の屋外タンクによる危険物の貯蔵、取扱について」による回答は、原則として適用しない。

※ 連結されるタンクの間が長い場合は、タンク間の高低差等により、漏れ出る場合があるので注意すること。



4. 標識・掲示板は、原則として個々に付けるが、次のすべての条件を満たした場合は、1枚でも良いものとする。

- (1) 同一敷地内であること。
- (2) タンク相互間の距離が、概ね10 mの範囲内であること。
- (3) 設置する標識・掲示板からそれぞれのタンクが容易に見通せること。
- (4) 設置する標識には、連結の場合には490 l × ○基 (連結配管)、連結していない場合には490 l × ○基 (単独配管)と記載すること。

# ≡ 危険物の容器詰め替え・運搬・貯蔵 ≡

## 1. 危険物の容器詰め替え

(1) 給油取扱所における危険物の小分け販売（容器詰め替え）については、消防法第16条及び危政令第28条に定められた油種の性状にあった指定容器を使用するものとし、当該給油取扱所等において1日に小分け販売（容器詰め替え）できる最大数量については昭和62年4月28日付け消防危第38号により指定数量未満とすることとされている。

この場合、ガソリン並びに軽油の小分け（容器詰め替え）作業については、危険物取扱者の資格を有した従業員自ら（または、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立ち会いを受けて実施する無資格従業員を含む）のみが実施できるものとする。（消防法第13条の2第2項及び危険物に関する規則第49条）

ただし、令和元年12月20日公布・令和2年4月1日施行の昭和62年4月28日付け消防危第38号第2の1なお書きの安全措置がとられ、かつ予防規程に明記のうえ認可を受けている給油取扱所においては1日の最大数量について指定数量を超えて販売できるものとする。

(2) 引火点40度以上の危険物（灯油に限る）の小分け販売（容器詰め替え）についてはセルフ給油取扱所に限り、指定数量の2分の1を最大数量として顧客自らが注油行為をすることができる。

## 2. 顧客が一度に購入できる危険物の数量及び運搬

(1) 給油取扱所にて、顧客が一度に購入できる危険物の数量については、指定数量の2分の1未満とする。（ガソリン・軽油・灯油に限る）

これは、令和元年12月20日発出通知による危険物規制に関する規則第39条の3の2（令和2年2月1日施行）施行により、販売店等によるガソリンの販売履歴等が義務づけられ、販売から顧客による消費、使用用途までが透明化されたことで安全性が担保され、かつ総務省消防庁発出の令和元年8月7日付け消防危第111号による緩和基準措置がとられたことを受け、地域性等を総合的に判断し購入最大数量の基準を従来の指定数量5分の1未満から2分の1未満へ引き上げたものである。

あわせて、自家用車等にて一度に積載できる最大数量についても同量とする。

ただし、積載に際し積載可能な場所は「荷室のみ」とし、転倒、落下等の危険がある乗車席部分については積載を禁止する。

(2) ここでいう「荷室」とは、可動型シートを変形させ「荷室」とできる車両については当該変形させた状態であれば「荷室」としてみなす。

## 3. 容器等による危険物の貯蔵及び取扱い

(1) 購入した危険物の貯蔵及び取扱い方法については、従前の例による。

購入については指定数量の2分の1未満を上限とするが、当該購入した危険物を同一場において指定数量の5分の1以上貯蔵する場合においては、従前の技術上の基準を満たした施設等にて貯蔵しなければならない。

この場合、少量危険物貯蔵取扱所の届出（火災予防条例第53条）が必要となることに注意すること。

(2) 指定数量の5分の1以上を購入した場合で、積載持ち帰り後において、一部を直ちに消費施設等に注油することにより、残油貯蔵数量が指定数量の5分の1未満となる場合についてはこの限りで無い。

※ 上記2・3でいう「顧客」とは、事業用、自家用を区分せず防火対象物並びに一般家庭においても同様の基準となることに注意すること。

### 【例示】

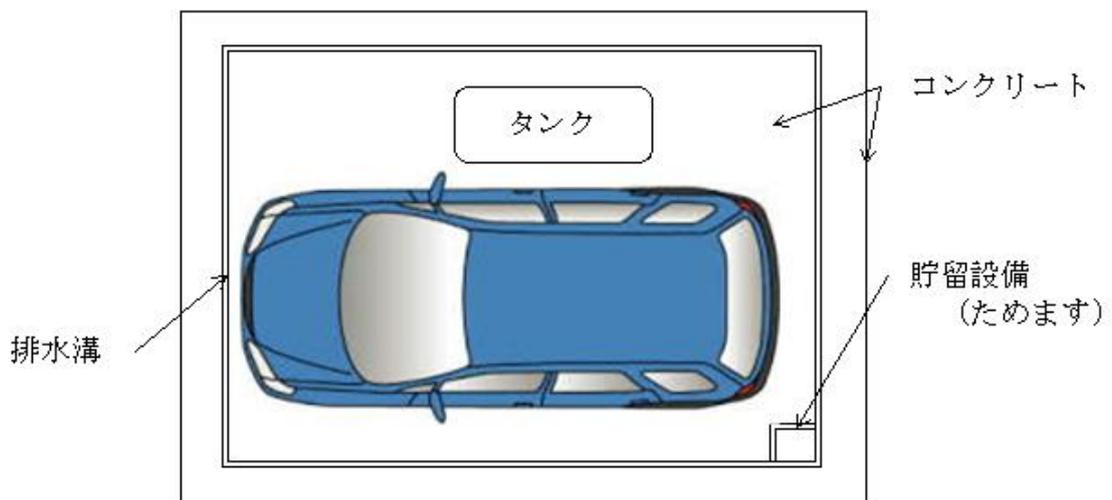
ガソリン（指定数量200ℓ）を一度に購入できる上限→指定数量の2分の1未満（100ℓ）

ガソリン99ℓを購入し持ち帰り後指定数量の5分の1（40ℓ）未満を備蓄用で貯蔵し、その他は消費施設に注油した場合 → 少量危険物貯蔵取扱届出は不要

ガソリン99ℓを購入し持ち帰り後指定数量の5分の1（40ℓ）以上を備蓄用で貯蔵し、その他は消費施設に注油した場合 → 少量危険物貯蔵取扱届出が必要。（貯蔵取扱いの基準を満たすこと）

## 給油を目的とする取扱い

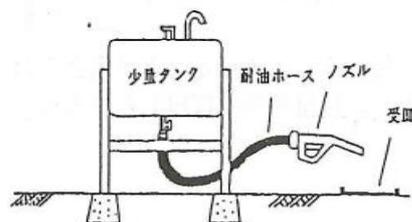
1. タンク容量の合計を取扱い量とし、指定数量未満とする。（490ℓタンク2基の設置も可能となる。連結も可能）
2. 位置・構造・技術上の基準
  - (1) 給油取扱は同一敷地内で1箇所とする。（複数タンク設置の場合も同一場所で取扱い、届け出は1件で処理する）
  - (2) 給油のための空地は給油をうける自動車等が出入りするための間口、奥行きが満たされること。
  - (3) 保有空地→危険物を取扱う敷地の周囲から1m以上の空地を保有すること。
  - (4) 地盤面はコンクリート等で浸透しない構造とする。
  - (5) 漏れた油その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように排水溝及び貯留設備（ためます又は油分離槽）を設けること。
  - (6) 給油ホースは先端にノズルを設けた全長3m以下の耐油用ゴムホースとし、先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
  - (7) 給油ノズルは手を放すと自動的に給油を停止できるものとする。
  - (8) 消火器は薬剤1.2kg以上のものを1本以上設置すること。
  - (9) 標識・掲示板は条例規制、他に「給油中エンジン停止」を1枚付加設置させること。



給油を目的とする施設の例

### 注油を目的とする取扱い

※ 屋内及び屋外を問わず、指定数量の5分の1未満（1日の取扱い量）の取扱いに使用するノズルは手を放すと自動的に給油を停止できるものとするとともに、危険物の漏れ、あふれ、飛散を防止するための受け皿等を設置し注油すること。なお、屋内及び屋外において指定数量の5分の1以上指定数量未満（1日の取扱い量）の取扱については屋内及び屋外の取扱いの基準に準ずる。



## ○給油を目的とする取扱いの特例(2022.9.1 改正)

農業を営むもので農機具等に対し必要に応じて給油するために設置するタンク及び給油機器と一体となった構造の運搬容器のうち、次の条件を満たす場合のものについては「土別地方消防事務組合火災予防条例」による規制のほか、少量危険物貯蔵取扱運用基準中「注油を目的とする取扱い」に準ずるものとし、さらに下記の特例による運用を可能とする。

### [位置・構造・技術上の基準]

1. JIS 規格による市販タンク、KHK による検定を受けたタンク（以下「タンク」という。）若しくは UN 規格のキャリータンク等（総務省消防庁による「運搬容器」として認められたもの（以下「運搬容器等」という。））を使用しているもの。  
独自製作タンクについては関係法令等に定める所定のタンク検査を完了したもの。
2. タンク及び運搬容器等に接続するノズルは、手を離すと給油を停止できるもの（注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。））  
すること。
3. タンク及び運搬容器等に接続するホースは耐油ホースとし、全長は 6m 以下とすること。

### [貯蔵及び取扱いの基準]

1. 当該タンク及び運搬容器等で貯蔵及び取扱いできる危険物は、引火点 40 度以上 70 度未満の危険物に限定されること。
2. 当該運搬容器等へ危険物を注入する場合は、車両の荷台等に積載したままの注油は厳禁とし、運搬容器等を地盤面に接地させ静電気の発生を防止したうえで危険物の注入を行うこと。  
なお、当該タンクについては運搬容器とは見なされないため、危険物を貯蔵した状態での運搬移送については禁止とする。
3. 当該運搬容器等を使用し指定数量の 1/5 以上の危険物を運搬する場合は、0.3 メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識を取付けした車両で運搬すること。ただし、指定数量の 1/5 以上指定数量未満の危険物を一時的に自家用車等で移送・運搬する場合にはこの限りでない。
4. 一時的に移送・運搬する車両を除き、運搬車両には薬剤 1. 2 kg 以上の消火器を 1 本以上常備すること。
5. 農機具等への給油時は危険物の漏れ、溢れ、飛散を発生させないよう取扱うと共に、必要に応じ受け皿等を使用すること。
6. 当該運搬容器等を車両に積載する場合は、ベルト等により横転、落下防止措置を確実にすること。
7. 当該運搬容器等またはタンク内に危険物を貯蔵したまま常置する場合の常置可能場所は屋外に限定し、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、または取扱っている旨を表示した標識並びに危険物の類、品名、最大数量を記載した掲示板を設けること。

※本特例は農業（酪農業を含む。）において「農業を営むもので農機具等に対し必要に応じて給油する目的のために設置するタンク及び給油機器と一体となった構造の運搬容器」に限定し特例を認めるものであり、その他の業種（工場、作業所等）などにおいて本特例は適用できないものとする。

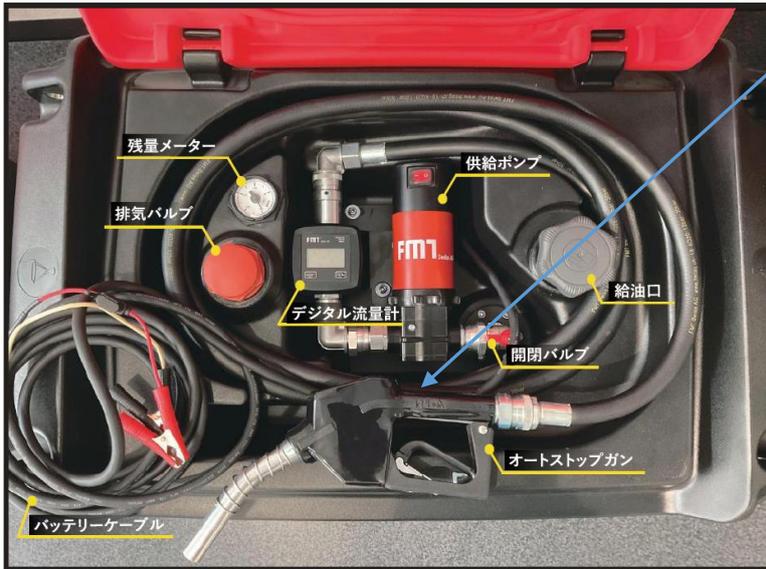
その場合の規制については、前ページに記載の「給油を目的とする取扱い」または「注油を目的とする取扱い」による基準を適用することとなり、特に「注油を目的とする取扱い」については、当該タンクから車両等への直接給油は認められず、危険物を一度容器に詰め替えてから車両等に給油することが必要となるため指導時において混同しないよう留意すること。

※本運用基準の施行前に設置された本特例基準に合致する施設等については、少量危険物貯蔵取扱変更届出は不要とし、施行日を以て本特例基準に合致する「みなし運用」と解釈できるものとする。

ただし、この場合においても条例で定める標識及び掲示板の設置は必要なものとする。

[給油機器と一体となった構造の運搬容器の例]

手動開閉ノズルへ交換を要する



ノズルは、手を離すと給油を停止できるもの（注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。））

荷台からの直接給油の例



- ※必要に応じて受け皿を用意すること
- ※ホース長は6m以下とする

薬剤1. 2kg以上消火器の常備が必要

[ホームタンクを使用した給油を目的とした取扱いの例]

（農業を営むもので農機具等に対し必要に応じて給油するために設置するタンクに限る）

- ※必要に応じて受け皿を用意すること
- ※ホース長は6m以下とする
- ※脚は地盤面に固定を要する

標識・掲示板の設置が必要



ノズルは、手を離すと給油を停止できるもの（注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。））

## 参考資料

### ☐ 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準

(土別地方消防事務組合火災予防条例第30条)

- ・危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- ・危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物を置かないこと。
- ・危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
- ・危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さげ目等がないものであること。
- ・危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- ・危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

### ☐ 危険物の指定数量等（代表的な油種の例）

#### 第4類

品名	代表的な製品名	指定数量	5分の1の数量	2分の1の数量
特殊引火物	エチルエーテル	500	100	250
第1石油類	ガソリン	2000	400	1000
第2石油類	灯油、軽油、キシレン	1,000	200	500
第3石油類	重油、※廃油	2,000	400	1,000
第4石油類	ギヤー油、潤滑油	6,000	1,200	3,000
動植物油	動物の脂肪、果肉汁	10,000	2,000	5,000

※ 廃油はガソリン、軽油を含んでいることが考えられるので原則として第3石油類とする。届出者の方が試験証明書を提出した場合は、それを考慮する。

## ㊦配管の種類

「その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有する」とは、次に掲げるもの又はこれらと同等以上の機械的強度を有するものとする。

J I S G 3 1 0 1	一般構造用圧延鋼材	S S
J I S G 3 1 0 3	ボイラー用圧延鋼材	S B
J I S G 3 1 0 6	溶接構造用圧延鋼材	S M
J I S G 3 4 5 2	配管用炭素鋼鋼管	S G P
J I S G 3 4 5 2	圧力配管用炭素鋼鋼管	S T P G
J I S G 3 4 5 5	高圧配管用炭素鋼鋼管	S T S
J I S G 3 4 5 6	高温配管用炭素鋼鋼管	S T P T
J I S G 3 4 5 7	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	S T P Y
J I S G 3 4 5 8	配管用合金鋼鋼管	S T P A
J I S G 3 4 5 9	配管用ステンレス鋼鋼管	S U S - T P
J I S G 3 4 6 0	低温配管用鋼管	S T P L
J I S G 4 3 0 4	熱間圧延ステンレス鋼板	S U S - H P
J I S G 4 3 0 5	冷間圧延ステンレス鋼板	S U S - C P
J I S G 4 3 1 2	耐熱鋼板	S U H - P
J I S H 3 3 0 0	銅及び銅合金継目管	C T, T S
J I S H 3 3 2 0	銅及び銅合金溶接管	C - T W, C - T W S
J I S H 4 0 8 0	アルミニウム及び アルミニウム合金継目無管	A - T E, A - T D, A - T D S
J I S H 4 0 9 0	アルミニウム及び アルミニウム合金溶接管	A - T W, A - T W S
J I S H 4 6 3 0	配管用チタン管	T T P

## ◎経過措置

・屋内の貯蔵4. 換気設備については令和4年4月1日の本運用基準改定の従前の例によることとして差し支えない。

## ☞ 離隔距離 (単位：mm)

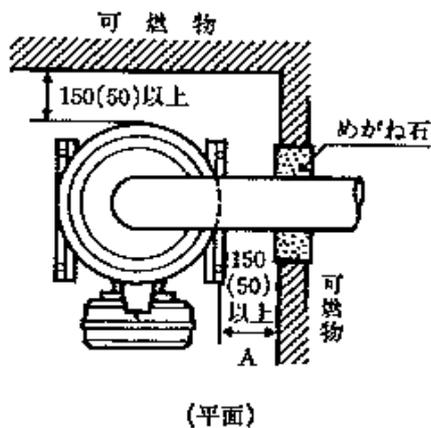
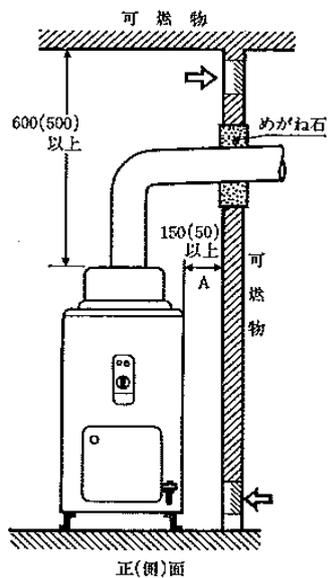
※燃焼機器に離隔距離が揭示してある場合は、それに従って設置指導すること。下記は代表的な設備の離隔距離です、詳しくは火災予防条例を参照のこと。

※( )は、壁が耐火構造、又は準耐火構造又は防火構造の場合の距離をいう。

※A寸法は、基準では150以上と規定しているが、煙突と可燃物と離隔距離でも規制される。

### ○ボイラー

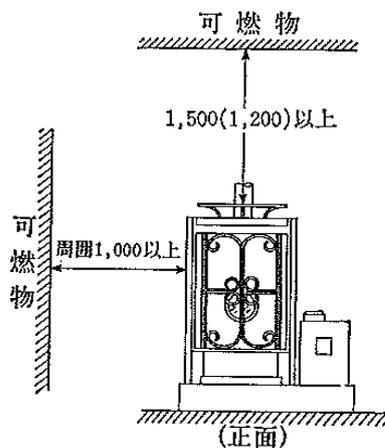
入力が12kWを超え70kW以下で、液体燃料を使用するもの。



### ○ストーブ

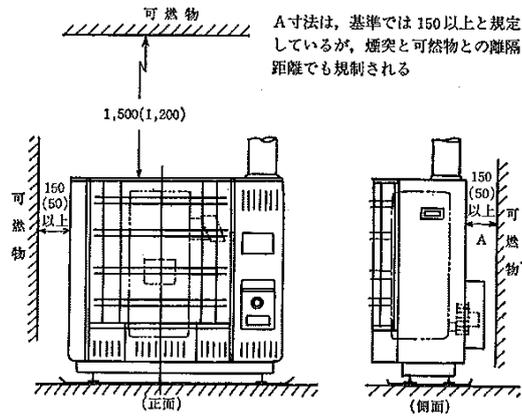
#### (1) 半密閉式自然対流型

入力が39kW以下で、液体燃料を使用する全周放熱型



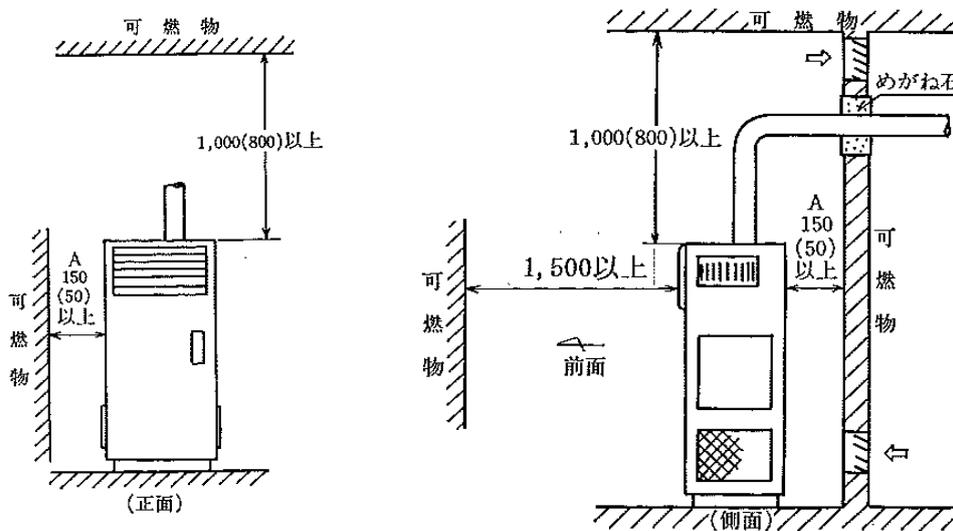
#### (2) 半密閉式自然対流型

入力が39kW以下で、液体燃料を使用する上方・前方放熱型

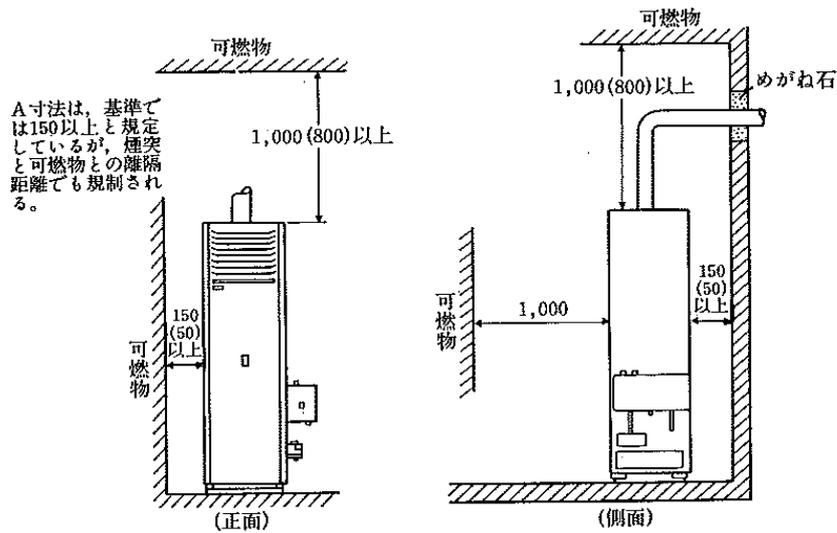


○温風暖房機

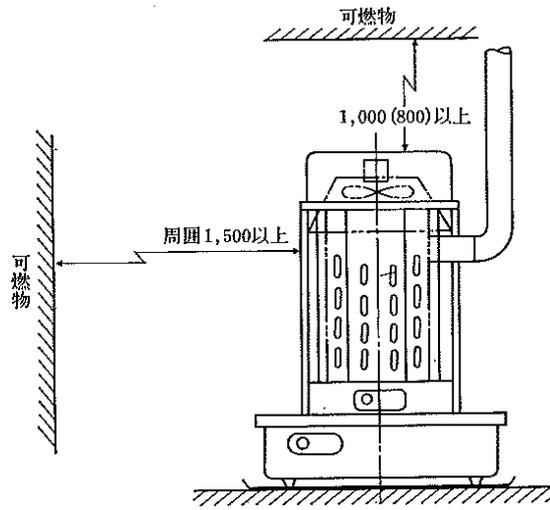
(1) 半密閉式・強制対流型 (温風を前方に吹き出すもので、入力26kW以下)



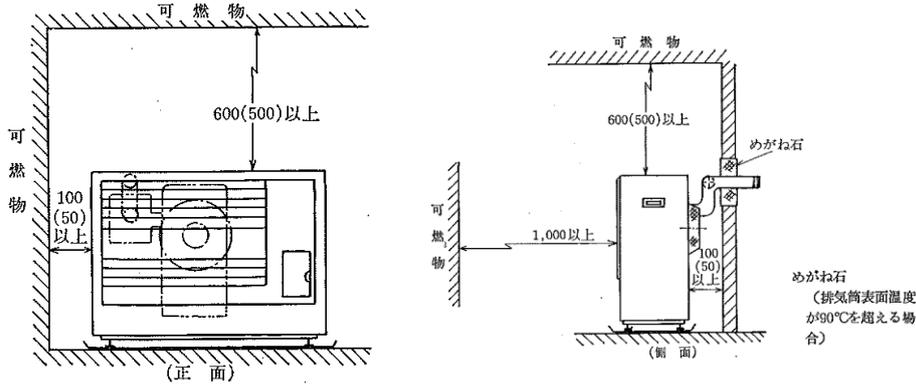
(2) 半密閉式・強制対流型 (温風を前方に吹き出すもので入力26kWを超え70kW以下)



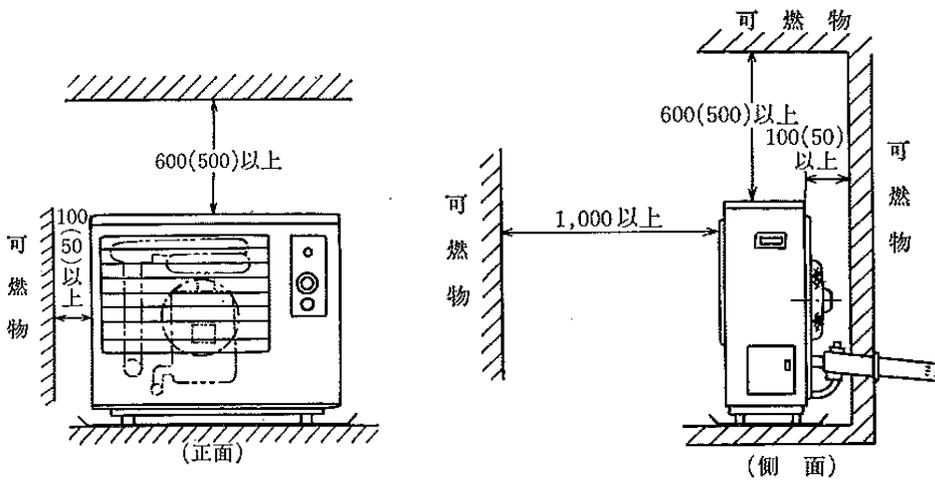
(3) 半密閉式強制対流型 (温風を全周方向に吹き出すもので、入力26kW以下)



(4) 半密閉式・強制対流型 (強制排気型で、入力26kW以下)



(5) 密閉式・強制排気型 (入力26kW以下)



## 石油燃焼機器の燃料消費量の計算方法

$$\text{入力 (kW)} = \text{燃料の低発熱量 (kJ/l)} \times \text{燃料消費量 (l/h)} \div 3,600 \text{ (kJ)}$$

※低発熱量 灯油	34,490 (kJ/l)	A重油	35,260 (kJ/l)
B重油	38,090 (kJ/l)	C重油	38,180 (kJ/l)

(計算の例)

ストーブに燃料消費量が1.5 (l/h) の表示がある場合の入力は、以下のとおり。

$$\underline{\underline{\text{入力} = 34,490 \text{ (kJ/l)} \times 1.5 \text{ (l/h)} \div 3,600 \text{ (kJ)} = 14.4 \text{ (kW)}}}$$

これをもとに、火災予防条例別表第3の離隔距離を使用する。





## 少量危険物貯蔵取扱い運用基準

平成 4年4月 1日	初版発行
平成13年5月10日	改訂版発行
平成26年10月1日	三訂版発行
2020年8月 1日	改訂版発行
2022年4月 1日	改訂版発行
2022年9月 1日	改訂版発行

発行：士別地方消防事務組合消防本部

士別市東6条4丁目1番地

TEL 0165-23-4709